

岩沼市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1 改正の概要

民間給与の状況に基づく官民格差の解消や激しい人材獲得競争が続く中で優秀な人材を確保するため、人事院勧告に基づき、月例給及び期末手当・勤勉手当の引上げ改定並びにその他の給与制度見直しを行うとともに、職員が市内に定住し、地域に根ざして活躍できるよう住居手当の一部見直しを行うため、各関係条例の所要の改正を行おうとするもの。

■人事院勧告のポイント

(1) 月例給の引上げ

民間給与との較差解消、採用市場での競争力向上などのため、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給料表全号俸を引上げ改定

(2) 期末手当・勤勉手当の引上げ

民間の支給状況に見合うよう期末手当・勤勉手当の年間支給月数を0.05月分引上げ（再任用職員も0.05月分引上げ）

(3) その他の給与制度見直し（通勤手当の見直し）

自動車等使用者の距離区分の新設と支給限度額引き上げや駐車場の利用に対する手当の新設等

2 一部改正条例の各条概要

【第1条】「岩沼市職員の給与に関する条例の一部改正」

月例給及び期末手当・勤勉手当の引上げを規定

【第2条】「岩沼市職員の給与に関する条例の一部改正」

普通自動車等の距離区分が追加され、最高支給限度額の引き上げを規定

1ヶ月当たり5,000円を上限とする駐車場の利用に対する手当の新設を規定

期末手当・勤勉手当率の改定（支給月数の均等化）を規定

市内居住の職員に対する住居手当の見直しを規定（令和8年4月から令和13年3月までの間に、市内に居住する職員の住居手当の額に50/100を乗じて得た額を加算）

【第3条】「岩沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正」

特定任期付職員（本市での対象者なし）の給料表改定及び期末手当・勤勉手当の引上げを規定

【第4条】「岩沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正」

期末手当・勤勉手当率の改定（支給月数の均等化）を規定

【附則第1条】

第1項：施行日を規定（原則、公布の日から施行。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行）

第2項：遡及適用を規定（公布の日から施行される第1条及び第3条の規定は、令和7年4月1日から遡及適用）

【附則第2条】

既に支給済みの給与は、第1条及び第3条の規定により支給される給与の内払とみなす旨を規定

【附則第3条】

条例の施行に関する必要事項について、規則に委任する旨を規定